

神奈川県高等学校軽音楽連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は神奈川県高等学校軽音楽連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長・委員長・事務局長いずれかの在任校に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施をめざす。

1. 講習会・研修会等の実施
2. 県レベルのコンクール・発表会の実施
3. 他県の関係団体との連絡と提携
4. 神奈川県高等学校文化連盟の主催する行事への参加
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は神奈川県所在の高等学校（以下加盟校と称する）をもって組織する。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
委員長	1名
副委員長	1名
事務局長	1名
副事務局長	1名
会計	2名
監事	若干名
常任委員	10名程度
相談役	必要に応じて

第7条 会長は、神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会長が兼任する。会長は本連盟を代表する。

第8条 委員長・副委員長・事務局長・副事務局長・会計・常任委員は役員会で選出し、会長が委嘱する。

- (1) 委員長は本連盟を代表し会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。
- (3) 事務局長は本連盟の会務を統括する。
- (4) 副事務局長は、事務局長を補佐するとともに、文書管理の主任となる。
- (5) 会計は、本連盟の会計事務を行う。
- (6) 常任委員は、役員会に出席し、本連盟の企画・運営・庶務等を行う。

第9条 監事は加盟校の部顧問より選出し、事業並びに会計を監査する。

第10条 相談役は役員会の推薦により会長が委嘱する。相談役は本会の運営に関与し、会長の諮問に応じる。

第11条 役員任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。

第6章 会議

第12条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 顧問総会
- (2) 役員会

第13条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、会長はこれを招集する。定期総会は次の事項について審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員委嘱
- (4) 本連盟及び本連盟が主催する行事等の運営の基本方針
- (5) 連盟規約に関する事項
- (6) その他重要事項

第14条 役員会は必要に応じて委員長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。

第15条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席をもって成立する（委任状は出席とみなす）。議案は実出席者の過半数の賛否によって決定する。

第7章 会計

第16条 本連盟の会計は次のように定める。

- (1) 本連盟の経費は、加盟校の納入する年間登録費、本連盟主催行事への参加料、およびその他の収入を持って充てる。
- (2) 本連盟の収支予算は、役員会・顧問総会により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を受け、本連盟の承認を受ける。
- (3) 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (4) 予算の執行に関する手続きは別に定める

第8章 補則

第17条 本規約の改正には顧問総会の議決を必要とする。

第18条 本連盟の運営に必要な細則は役員会が別に定める。

第9章 附則

本規約は平成13年1月17日より施行する。

平成14年5月22日一部改訂。

平成22年5月19日一部改訂。

平成29年5月17日一部改訂。

令和6年4月1日一部改訂。